平成３０年（フ）第１５８号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘８丁目40番６号　ひびきビュータウン
債務者　永野　和成
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中馬　敏之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年９月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第８３５号
札幌市中央区北５条西24丁目２番３―503号
債務者　猪口　湧二
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　星原　直子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年９月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第８５１号
福岡県古賀市花見東３丁目８番11号　シーサイドヒルズⅢ102号
債務者　**廣**幡　栄里
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第５４号
山形市大字青柳1788番地17
債務者　村上　義広
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
山形地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第７０号
山形市みはらしの丘２丁目19番地３
債務者　木村　仁美
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
山形地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第７５号
山形県寒河江市大字寒河江字石田43―９　ストーンハウス　Ａ号、住民票上の住所山形県寒河江市大字島字島北27番地の４　佐藤アパート102
債務者　阿部　啓二
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
山形地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第７８号
山形市富の中１丁目18番44号　Ｃ棟
債務者　岸　　浩一
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
山形地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第７９号
山形市富の中１丁目18番44号　Ｃ棟
債務者　岸　みさ子
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
山形地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第８４号
山形市大字漆山4092番地36
債務者　金田　美佳
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
山形地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第８７号
山形県天童市大字千布567番地１
債務者　横倉　栄子
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
山形地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１１５号
高知市桟橋通１丁目４番５号　コートクレソン101
債務者　伊藤　真希
1　決定年月日時　平成30年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１３１号
高知県吾川郡いの町天王南４丁目６番地７
債務者　楠目　直也
1　決定年月日時　平成30年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第２２６号
愛知県岡崎市上和田町字上川田６番地４、前住所愛知県安城市東栄町６丁目８番地３　シャトー安城Ⅱ605
債務者　塩見　博文
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第２６号
島根県大田市久手町刺鹿134番地２
債務者　森田美也子
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成３０年（フ）第２１２号
栃木県宇都宮市東峰町3099番地10　小川ハイツ５号棟101
債務者　杉山　順子
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第２２５号
栃木県栃木市大平町富田4011番地２　サンハイツ岡部101、前住所栃木県栃木市大平町富田4001番地８
債務者　高野　将貴
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第２２２号
栃木県日光市土沢1432番地68
債務者　福田美佐子
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月27日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係